## 主 文 本件各抗告を棄却する。 由

本件各抗告の趣意は、別紙記載の附添人弁護士らが連名で提出した抗告申立書に 記載されているとおりであるから、これを引用する。

## 本件の経過

本人Aは、昭和六〇年九月六日浦和家庭裁判所において、強姦、殺人、窃盗保護 事件について中等少年院送致の決定を受け、小田原少年院に収容され、昭和六二年 -二月二五日仮退院して保護観察に付されていたが、平成元年九月一七日二〇歳に 達したため右処分の執行は終了し、

本人Bは、昭和六〇年九月一八日同裁判所において、強制わいせっ、窃盗、道路 交通法違反保護事件について中等少年院(一般短期課程)送致の決定を受け、有明 高原寮に収容され、昭和六一年三月一四日仮退院して保護観察に付されていたが、 平成元年一〇月二一日二〇歳に達したため右処分の執行は終了し、

少年には、昭和六〇年九月六日同裁判所において、強姦、殺人、窃盗保護事件に ついて初等少年院送致の決定を受け、瀬戸少年院に収容され、昭和六一年七月三一 日仮退院して保護観察に付され、

少年Dは、昭和六〇年九月六日同裁判所において、強姦、殺人、窃盗保護事件に ついて初等少年院送致の決定を受け、赤城少年院に収容され、昭和六一年八月一日 仮退院して保護観察に付され、

少年Eは、昭和六〇年九月一八日同裁判所において、強姦、窃盗保護事件につい て初等少年院送致の決定を受け、赤城少年院に収容され、昭和六二年九月二九日仮退院して保護観察に付されているものである。

ところで、前示各少年院送致決定に対し、右各本人及び少年ら(以下において、 「本人及び少年ら」という場合を「少年ら」という。)は、それぞれ強姦、殺人、 強制わいせつの罪を犯していないとして抗告の申立がなされたが、併合審理の上、 昭和六一年六月一六日右各抗告は棄却され、更に右決定に対し、憲法違反及び判例 違反のほか、各少年らは強姦、殺人、強制わいせつの罪を犯していないので重大な 事実の誤認があり、決定を破棄しなければ著しく正義に反するので職権の発動を求めるとして各少年らにつき再抗告の申立がなされたが、平成元年七月二〇日右再抗 告は棄却された。そして、平成元年一〇月一九日別紙記載の附添人弁護士らから浦 和家庭裁判所に対し、強姦、殺人、強制わいせつの非行事実が存在しないのに各少 年らに対し前示各少年院送致の保護処分がなされたことを認め得る明らかな資料を 新たに発見したとして右各処分の取消を求める申立がなされたところ、同裁判所 は、平成二年六月二八日右各申立をいずれも却下するとの決定をしたため、抗告の 申立がなされて本件にいたったものである。

な保護処分の執行から現実的に救済することを目的とする限度において再審的機能を果たすもので、不当な保護処分を受けたことによる名誉回復を目的とするものではなく、保護処分の取消は、保護処分が現に継続中である場合に限り許されるとし て、少年らの本件申立をいずれも却下したが、これは、少年法二七条の二第一項の 解釈適用を誤り、ひいては憲法一三条、一四条、三一条、三二条に違反するもので あるというのである。

そこで検討するに、少年法二七条の二第一項が、保護処分の決定の確定した後に 処分の基礎とされた非行事実の不存在が明らかにされた少年を将来に向かって保護 処分から解放する手続をも規定したものであることは、すでに最高裁判所昭和五八 年九月五日第三小法廷決定・刑集三七巻七号九〇一頁の明らかにするところであ 明末二 しるしったの り、これによる保護処分の取消は、保護処分が現に継続中である場合に限り許されることは、同条同項の明定するところで、最高裁判所昭和五九年九月一八日第三小法廷決定・刑集三八巻九号二八〇五頁もそのことを明らかにしており、また本条による取消が名誉回復を目的とするものでないことは、前記最高裁判所各決定及び少 年法二三条二項による保護処分に付さない旨の決定に対してはそれが非行事実の認 定を明示したものであっても抗告することができないとする最高裁判所昭和六〇年 五月一四日第三小法廷決定・刑集三九巻四号二〇五頁の趣旨から明らかであり、 裁判所もこれと同様に解するので、その旨の原判断は正当であり、そのように解し たとしても所論引用の憲法の諸法条に違反するものでないことは、保護処分の取消 をいかなる場合に認めるかは、本来立法政策の問題であるうえ、少年保護制度、手

続の特質、保護処分の本質にかんがみれば明らかである。

してみると、本人A及び同Bについて、同人らがすでに成人に達し保護処分は終了したとして、本件保護処分取消の申立を却下した原決定は正当であり、その余の少年らについての所論指摘の説示に誤りはない。

三 抗告の趣意第二の一について

所論は、要するに、原決定が、仮にFに対する強姦、殺人の非行事実が認められないとしても、少年C、同D及び同Eには、その他に窃盗の非行事実があり、右少年らの要保護性を考えると、右少年らに対し何らかの保護処分が必要で、これらをも含めてなされた本件少年院送致決定全体を取消すことは疑問である上、現在における仮退院中保護観察の処分は著しく不当とは言えないとしたのは、重大な事実誤認であり、憲法三一、三二条、少年法一条、二七条の二に違反するというのである。

そこで検討するに、原決定は、所論指摘の前記説示に続き、「また、少年C、同Dび同Eは、いずれも本件で少年院送致決定を受け、少年院に収容された後、仮退院中保護観察に付され、その後再び非行を犯し、少年院送致決定を受け、いずれも本件で少年院送致決定を受け、少年院送致決定を受け、いずれも本件で少年であるが、この場合その後前の少年院送政決定に基づく仮退院中保護観察の状態が残らするとが判明してその後の少年院送致決定に基づく仮退院中保護観察の状態が残らするとが、少年は保護処分の執行から現実的に救済されず」としていることが当時に対していることがの保護処分が存在する限り、少年法二七条の二第一項は誤ってなされた保護処分を取り消しているがら、少年法二七条の二第一項は誤ってなされた保護処分を取り消して

しかしながら、少年法二七条の二第一項は誤ってなされた保護処分を取り消してその保護処分から解放する規定であって、保護処分の継続中に新たな保護処分がなされてこれが競合する場合、実際上後者の新たな保護処分が執行されるとしても、同法二七条により一方の保護処分が取り消されない限り、前者の保護処分もそれ自体の終期に至るまで存続し、これによる心理的な強制や生活上の束縛を受けることは否定できないので、若し前者の保護処分が誤ってなされたものであれば、これを取り消す利益と必要があるというべきであるから、単に新たな保護処分の執行が残存するから現実的な救済にならないとして同法二七条の二第一項による前者の保護処分の取消を否定するのは相当ではない。

〈要旨第一〉また、同法二七条の二第一項による非行事実の不存在を理由とする保護処分の取消は、非行事実が存在しく/要旨第一〉ないときには審判権がなく、保護処分に付することができないとして、誤って保護処分に付したことを是正し、少年を将来に向かって保護処分から解放する救済措置として定められているものであり、保護処分は保護的、教育的措置とはいうものの、同法二四条一項に定める保護処分はそれぞれ少年に対する自由の拘束、生活上の束縛等の点で不利益の程度を大き異にするものであるので、保護処分取消の要否を判断するに当たっては、保護処分の基礎となった複数の非行事実のうち、すべく要旨第二〉きであり、当該保護処分の基礎となった複数の非行事実がすべく要旨第二〉きであり、当該保護処分の基礎となった複数の非行事実がするようとができるものと解するのが相当である。

ところで、前記のとおり、少年Cは、強姦、殺人及び窃盗の非行事実により初等 少年院送致決定を、同Dは、強姦、殺人及び窃盗の非行事実により初等少年院送致 決定を、また同Eは、強姦及び窃盗の非行事実により初等少年院送致決定を受けた ものであり、本件申立により非行なしと主張している強姦、殺人の非行事実を仮に 除いたとしても、いずれも窃盗の非行事実が残っている。そこで右各少年について 保護処分取消の要否を検討する。

保護処分取消の要否を検討する。 少年Cの窃盗の非行事実は三件あり、いずれも他の者と共謀の上、現金約一八〇〇円及び普通乗用自動車三台等(時価合計約二九二万四三〇〇円相当)を窃取したというものであり、決して軽微な事案ではなく、同少年の非行の初めは小学校四年当時の万引きで、その後小学校を卒業するまで仲間と共に多数の万引きや車上狙いの非行を重ね、中学生になっても、不良仲間との交遊が広がり、同様の非行のほかシンナー吸引を繰り返し、怠学も非常に多く、しばしば警察の補導を受け、通告を受けた児童相談所で指導を受けたが改善されず、昭和六〇年四月中学三年生になり

少年Eの窃盗の非行事実は三件あり、いずれも他の者と共謀の上、現金約一八〇〇円、普通乗用自動車三台等(時価合計約二九二万四三〇〇円相当)を窃取したというものであり、前同様軽微な事案ではなく、同少年は、第二子で、四歳時両親が正なったが親権者となったものの、父とも別居して他に預けられるなど精神的の、なども別居して他に預けられるなど精神的の、特に目立つほどではなかったところ、中学二年一学期末から前示窃盗の共犯の、特に目立つほどではなかったところ、中学二年一学期末から前示窃盗の共犯の、特に目立つほどではなかったところ、中学二年一学期末から前示窃盗の共犯の、特に目立つほどではなかったところ、中学二年一学期末から前示窃盗のの事をでは、中プに急速に接近して同調し、怠学、外泊、家出、万引き、自動車の第一次では無力が復活し、比較的長期の家出をしてたがに泊するといい、自動車の無免許運転を重ねり、り、特に七月中旬には不良仲間と長期の家出をして、遊び回るための自動車及り、特に七月中旬には不良仲間と長期の家出をして、遊び回るための自動車の無免許運転を重ねるの窃盗、家出中の食費等を得るための車上狙い、自動車の無免許運転を

してみると、少年C、同D及び同Eについて本件保護処分取消の申立を却下した原決定は、前記のとおりその理由において適切を欠く点もあるが、その結論は正当であり、事実誤認、法令違反を主張する所論はすべて排斥を免れない。

以上の次第であるから、証拠の新規性についての原判断を論難するその余の論旨について判断するまでもなく、本件各抗告は理由がないから、少年法三三条一項後段、少年審判規則五〇条によりこれを棄却することと、主文のとおり決定する。

(裁判長裁判官 近藤和義 裁判官 福嶋登 裁判官 反町宏)